

# みやざき出逢い・子育て応援表彰取扱要領

令和5年8月9日  
福祉保健部こども政策課

## 1 目的

この要領は、みやざき出逢い・子育て応援表彰実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、みやざき出逢い・子育て応援表彰（以下「表彰」という。）の実施に当たり、必要な事項を定める。

## 2 表彰の対象

各部門ごとの表彰の対象となる活動は、次のとおりとする。

### (1) 出逢い応援の部（個人）

県が実施するみやざき結婚サポート事業、グループ婚活事業等を応援する継続的なボランティア活動その他の出逢いを応援する継続的で優れた取組を行うもの。

（例：縁結びサポーター等）

### (2) 出逢い応援の部（企業・団体）

従業員に対する出逢いを応援する取組、地域の中で出逢いを応援する取組その他の社会全体で出逢いを応援する機運醸成に寄与する取組等

（例：婚活イベントの開催、ライフデザイン講座の実施等）

### (3) 子育て応援の部（個人）

① 児童館、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援センターの職員等として継続した勤務実績があり、各事業の普及・啓発や積極的な研修参加を行うなど、他の職員等の模範となるもの。

② 子育てを応援する継続的で優れた取組を行うもの。

（例：児童向けの様々な学びの場の提供、こども食堂などこどもや親子の居場所づくり等）

### (4) 子育て応援の部（企業・団体）

従業員に対する子育てを応援する取組、地域の中で子育てを応援する取組その他の社会全体で子育てを応援する機運醸成に寄与する取組等

（例：子育てを応援するための休暇取得推進に関する取組、子ども職場参観日や出前授業などにより子どもの夢を育む取組等）

## 3 選定方法

実施要綱第6条における選考委員会の各委員が合議により選考し、最大3者を選定する。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。